

豊中市上下水道局ホームページ広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市上下水道局（以下「上下水道局」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「局ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 局ホームページに掲載する広告（以下「バナー広告」という。）は、市民生活の利便性の向上に寄与するものであって、その範囲は次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反する内容のもの
- (5) 公職の候補者（当該候補者となろうとする者及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの
- (6) 宗教性のあるもの
- (7) 個人の氏名広告にあたるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、局ホームページの広告として適当でないと豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が判断するもの

2 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定したホームページ（以下「広告主ホームページ」という。）の内容についても適用する。

(広告の掲載場所等)

第3条 広告の掲載場所は、局ホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、上下水道局が指定するものとする。

2 広告の掲載可能枠数は、12枠とする。

(広告掲載の募集)

第4条 広告の募集は、管理者から委託を受けた広告代理店を介して行う。ただし、管理者が認めるときは、直接募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、掲載しようとする広告の見本（データ含む）を添えて広告代理店に提出し、広告代理店は豊中市上下水道局ホームページ広告掲載申込書（別記様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

(委員会)

第6条 前条に規定する広告内容の審査は、広報啓発検討委員会において行う。

(広告掲載の決定)

第7条 委員会は、第5条の規定による申込みがあったときは、第2条に基づき広告内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果について豊中市上下水道局ホームページ広告掲載・非掲載決定通知書（別記様式第2号）により、速やかに広告代理店に通知するものとする。この場合において、広告内容の補正等の条件を付すことができる。

(広告の規格等)

第8条 バナー広告の規格（1枠）は、縦50ピクセル、横100ピクセル、4KB以内、GIF形式（GIFアニメ可）とする。

2 バナー広告は、「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」（以下「ウェブコンテンツJIS」という。）の規格に配慮しなければならない。

3 前各項に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、管理者と広告代理店が協議の上、決定するものとする。

(広告の掲載期間等)

第9条 広告の掲載期間は1月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告は、掲載開始日の午前9時から掲載をはじめ、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。

3 広告掲載期間中、上下水道局の都合により局ホームページの公開を停止した場合は、その停止期間に応じて掲載期間の延期をするものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告代理店は、管理者が発行する納付書により、当該納付発行日から起算して30日以内に、広告掲載料を納入しなければならない。

(広告原稿の提出等)

第11条 広告代理店は、管理者の指定する期日までに、掲載しようとする広告原稿を上下水道局に提出しなければならない。

2 広告原稿を作成するにあたっては、広告代理店は広告のデザインに関して事前に上下水道局と協議しなければならない。

3 広告原稿の作成に要する経費は、広告主又は広告代理店の負担とする。

(広告代理店の責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告代理店が負うものとする。

(広告掲載料の不還付)

第13条 納入された広告掲載料は還付しない。ただし、上下水道局の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第14条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載期間中であっても、
広告掲載を取消することができる。

- (1) 広告主ホームページが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき。
- (2) 広告主ホームページの内容が、広告掲載開始日から変更され、第2条第2項の規定
に反する状態にあると判断したとき。
- (3) 広告代理店が、虚偽の申込みをしたとき。
- (4) その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等広告主に関する事情によ
り、当該広告主の広告を掲載することが不相当であると判断したとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成19年 3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月26日から実施する。

豊中市上下水道局ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

(あて先)

豊中市上下水道事業管理者

広告代理店

代 表 者

豊中市上下水道局ホームページ広告掲載の取扱いに関する要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申込みます。

記

1. 広告の内容（趣旨）

2. 広告主

住 所	
氏名又は名称	
代 表 者 名	
連 絡 先	TEL
	FAX
	(担当者氏名)

3. リンク先URL

4. 広告掲載希望期間

年 月 日 ～ 年 月 日 （ カ月）

5. 広告原稿

別添のとおり

別記様式第2号（第7条関係）

豊水経 第 号
年 月 日
(年)

広告代理店
代 表 者 様

豊中市上下水道事業管理者

豊中市上下水道局ホームページ広告掲載・非掲載決定通知書

広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載することに決定しました。 <input type="checkbox"/> 掲載しないことに決定しました。 (理 由)
2. 広告掲載期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (か月)
3. 広告掲載料	円 (2,000円 × か月)
4. 備 考	(1) 指定する期限までにバナー広告のデザインを提出してください。 (2) 広告掲載料を所定の納付書によりお支払ください。 (3) その他担当職員の指示に従ってください。